

一宮市特色アイコン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市の特色を表すアイコン（以下「アイコン」という。）の使用その他の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「アイコン」とは、一宮市が定めたデザイン（別図）のことをいう。

(使用承認の申請)

第3条 アイコンを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ一宮市特色アイコン使用承認申請書（様式第1）を総合政策部政策課長（以下「政策課長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するもの及びそれらの構成員が使用する場合は、この限りでない。

- (1) 一宮市
- (2) 一宮商工会議所
- (3) 尾西商工会
- (4) 木曾川商工会
- (5) 市の外郭団体
- (6) 教育機関
- (7) 報道機関
- (8) 前各号に類するものとして、政策課長が認めるもの

(使用承認)

第4条 政策課長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、一宮市特色アイコン使用承認通知書（様式第2）により、アイコンの使用を承認する。この場合において、政策課長は、申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (6) 第6条の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、政策課長が使用について不適當であると認めたとき。

2 政策課長は、前項の審査の結果、使用を承認することが不適當と認めるときは、一宮市特色アイコン使用不承認通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 アイコンの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 第3条各号に規定するもの及びアイコンの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、アイコンの使用にあたり、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、政策課長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。

(改善の指示等)

第7条 政策課長は、使用者がこの要領に違反したときは、使用者に改善の指示をすることができる。

- 2 アイコンの使用に起因した事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、前項の指示を受けた使用者は、その旨を速やかに政策課長に報告するとともに、自己の責任と負担において、速やかに対応しなければならない。
- 3 政策課長は、使用者が第1項の指示に従わない場合、アイコンの使用を差し止めることができる。この場合において、指示を受けた使用者は、速やかにアイコンの使用を中止し、及びアイコンの複製物等を回収し、廃棄しなければならない。
- 4 前2項の場合において、第1項の指示を受けた使用者及びその関係者等に損害が生じた場合であっても、政策課長は損害賠償、損失補償その他法令上の一切の責任を負わない。

(電子情報処理組織による手続)

第8条 この要領に定める手続については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、政策課長の定めるところにより、電子情報処理組織（一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年一宮市条例第180号）第3条第1項に規定するものをいう。）を使用して行うことができるものとする。

(事務分掌)

第9条 この要領に定める事務は、総合政策部政策課が所管する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、アイコンの使用に関して必要な事項は、政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月4日から施行する。

この要領は、令和5年12月4日から施行する。